

平成 29 年 5 月 15 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人

障害者総合支援法の対象となる疾病の見直しについて

神奈川県医師会を通じて通知が参りましたのでお知らせいたします。
なお、メール通知ご希望の先生方にメール送信もしておりますので、ご確認ください。

29 神医第 146 号

平成 29 年 4 月 25 日

郡市医師会担当理事 殿

神奈川県医師会
理事 増沢 成幸
(公印省略)

障害者総合支援法の対象となる疾病の見直しについて

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長より各都道府県等衛生主管部（局）長あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ（地域保健関係）

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：松井

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail s-matsui@kanagawa.med.or.jp

(地Ⅲ15)

平成29年4月12日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
羽 鳥 裕
松 本 純 一

障害者総合支援法の対象となる疾病の見直しについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、障害者の定義に新たに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病が追加され、疾病名により障害福祉サービス等の対象となる範囲が定められているところです。

今般、障害者総合支援法対象疾病検討会における議論等を踏まえ、平成29年4月1日より、同法に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病の範囲が332疾病から358疾病に拡大されることとなり、別添とおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長より、各都道府県等衛生主管部（局）長宛に医療機関への周知について通知がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、障害福祉サービス等の申請に必要な診断書や障害支援区分の認定に必要な医師意見書等の作成に際しましては、別紙にある疾病名を記載いただきますよう、ご留意のほどお願い申し上げます。